議案第22号 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(管理の委託)		削る
第11条 市長は、広場の設置の目的を効果的に達成できると認め		
るときは、その管理を公共的な団体に委託することができる。		
(委任)	(委任)	
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)	改正